

4月1日（土）～

○ 衛生管理マニュアルの改定

- ・ 児童生徒及び教職員に対し、マスクの着用を求めないことが基本とされた。

（ただし、混雑した乗り物に乗る場合や医療機関等に行く場合は、マスクの着用を推奨）

○ 入学式及び新学期での対応状況

- ・ 入学式では、来賓や保護者も含め、マスクの着用を求めず、身体的距離を確保して開催。
- ・ 対面で行うグループワークなど、感染リスクが比較的高い学習活動は、十分な換気を行うとともに、少人数で大声での会話を控えながら実施。



5 類移行後

○ 衛生管理マニュアルの取扱いの変更（予定）

- ・ 国で対応を検討中であり、示され次第、速やかに学校等に周知

○ 「出席停止」の取扱いの変更 ～学校保健安全法施行規則の改正（案）

（現行） 「発症から7日間」

（5月8日～） 「発症から5日間が経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで」

- 手指衛生、三密の回避、十分な換気など、これまでの感染対策の経験を活かし、引き続き「感染症に強い学校づくり」に取り組む。

